

北海道農商工連携ファンド助成金交付要領の運用について

(適用規定)

第1条 北海道農商工連携ファンド事業における助成金交付事業に係る助成金の交付については、北海道農商工連携ファンド助成金交付要領（以下「要領」という。）の規定によるほか、この運用の定めるところによる。

(定義)

第2条 この運用において使用する用語は、要領において使用する用語の例による。

- 2 要領別表において、助成金交付事業の対象者としている「中小企業者」には、次の各号のいずれかに該当する者は含まないものとする。
 - 一 発行済株式の総数若しくは出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者又は発行済株式の総数若しくは出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
 - 二 資本の額又は出資の総額に占める国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき設立された機関を含む。）及び地方公共団体の合計額の割合が4分の1以上の中小企業者
- 3 要領別表において、助成金交付事業の対象者としている「連携体」は、連携体を構成する農林漁業者及び中小企業者の代表者が同一又は三親等以内の親族である場合は含まないものとする。
ただし、各々の従業員が親族以外の者が過半となっており、かつ、農林漁業者が単に原材料の供給を行うというだけではなく、異なる経営資源を異なる者が有するなど双方の経営資源が明確に区分されている場合は、この限りではない。
- 4 要領別表において、助成金交付事業の対象としている新商品の開発における新商品には、次の各号のいずれかに該当するものは含まないものとする。
 - 一 助成事業者が既に販売を行っている既存の商品と主原料が同じもの、容量やパッケージを変更するだけのもの（ただし、同じ主原料を用いる場合にあっては、地域産品を新たに取り入れる場合で、かつ、大幅な味や物性の改良を伴う取組は除く。）
 - 二 助成事業者が既に試作を行っているもの（ただし、事業計画書の提出段階のものと比較し、製造工程、投入する技術・技能等に係る大幅な味や物性の改良を伴う取組の場合は除く。）

(助成対象経費の取扱い)

第3条 要領別表に定める「対象経費」の範囲は、別表に定めるところによるものとする。

(自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の取扱い)

- 第3条の2 対象経費の中に、助成事業者の自社製品（自社が取り扱う製品を含む）又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する親会社、子会社、関係会社からの調達分がある場合、次の各号に掲げるとおり利益等相当分の排除を行うものとする。
- 一 助成事業者の自社調達の場合 原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価・仕入原価（以下「製造原価等」という。）のことをいい、製造原価等は、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとし、その根拠となる資料を提出するものとする（以下、同じ。）。
 - 二 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって助成対象とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
 - 三 助成事業者の関係会社（二の場合を除く。）からの調達の場合 取引価格が製造原価等と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費（販売費及び一般管理費については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとし、その根拠となる資料を提出するものとする。）との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって助成対象とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(農林漁業者及び中小企業者で構成される連携体の取扱い)

- 第4条 連携体においては、あらかじめ当該連携体を構成する中小企業者等の中から一者を代表者として定めるものとする。
- 2 前項の場合において、助成事業計画書の提出や助成金の交付申請など、要領で定める助成事業を遂行するにあたっての諸手続や助成金の管理、事業終了後の連合会への報告等については、全て代表者がこれを行うものとする。
 - 3 助成金は、代表者のみに支払われるものとする。

附則

この要領の運用は、平成21年6月25日から施行する。

この要領の運用は、平成22年3月12日から施行する。

この要領の運用は、平成26年8月11日から施行する。

別表（新）

経費区分	対象経費	対象経費の範囲（注）
謝金	専門家謝金	<ul style="list-style-type: none"> 調査検討、試行等に関して、指導・助言等を受けるために招聘した専門家に謝礼として支払われる経費 試作品の開発（改良、デザイン等の改善等を含む。以下同じ。）、市場動向等に関して、指導・助言等を受けるために招聘した専門家に謝礼として支払われる経費 販路開拓等に関して、指導・助言等を受けるために招聘した専門家に謝礼として支払われる経費
旅費	専門家旅費	<ul style="list-style-type: none"> 指導・助言等を受けるために招聘した専門家に旅費として支払われる経費
	職員旅費	<ul style="list-style-type: none"> 会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として支払われる経費（ただし、助成事業に関するものであっても、社内打合せは対象外とする。） 展示会・見本市等への参加等市場調査を行うための旅費として支払われる経費 なお、展示会等出展料が按分される場合は、その率を乗じた額とする。 対象経費とする旅費は、同一用務について3名を上限とする。
試作・実験費	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> 試作品の開発や実験等を行うために必要な材料を購入するために支払われる経費
	外注加工費	<ul style="list-style-type: none"> 試作品の開発、実験・分析、製造、改良、加工、設計等を行うために支払われる経費 ただし、開発する商品の試作を全て外注する場合は、その経費は対象外とする（理由が明確であり、部分的な外注を除く）。
	試験（検査）依頼費	<ul style="list-style-type: none"> 試作品の開発や実験等を行うために必要な試験、検査分析を行うために支払われる経費
	機械装置等購入費	<ul style="list-style-type: none"> 開発する商品が機械等である場合にのみ対象となり、その部品を購入するために支払われる経費
	機械装置等の借用に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 試作品の開発や実験等を行うために必要な機械装置、事務機器のレンタル料、リース料として支払われる経費
事業費	会議費	<ul style="list-style-type: none"> 会議を開催する場合のお茶代として支払われる経費
	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 会議等を開催する場合の会議費として支払われる経費
	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 郵便代、運送代等として支払われる経費
	借損料	<ul style="list-style-type: none"> 事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品を購入するために支払われる経費
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 資料、報告書等の印刷費として支払われる経費
	資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> 図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費
	マーケティング調査費	<ul style="list-style-type: none"> 販路開拓を行うために必要なユーザーニーズ調査分析等を行うための経費、データ等を購入する費用、調査員を雇用する費用等として支払われる経費
	広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業遂行に必要なPRのために行うパンフレット・ポスター等の作成、ホームページ作成、広告媒体等を活用する費用として支払われる経費
	展示会等出展料	<ul style="list-style-type: none"> 展示会・見本市等の出展費用として支払われる経費 なお、開発商品が展示スペース又は出展商品数に占める割合に応じ、次のとおり取扱う。 <ul style="list-style-type: none"> 5割未満：対象外 5割以上8割未満：3分の2 8割以上：全額対象 また、他企業と共同で出展し、出展料を全額負担している場合は、共同出展者とブーススペース（若しくは出展商品数）で案分したうえで、上記の考え方により取り扱う。

調査分析外注費	<ul style="list-style-type: none"> 調査・分析などを外注する際に支払われる経費
委託費	<ul style="list-style-type: none"> 他の経費に該当しない経費で、当該事業に必要な調査・分析などを専門機関等に委託する際に支払われる経費
コンサルタント費	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業遂行に必要な展示会開催、市場調査分析などを行うために、コンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 展示会の出展等に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート。アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
会場設営費	<ul style="list-style-type: none"> 試食会等の開催のために会場設営費として支払われる経費 展示会等の開催のために会場設営費として支払われる経費 <p>なお、展示会等出展料が按分される場合は、その率を乗じた額とする。</p>
その他特に必要と認められる経費	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外で、会長が当該事業の遂行に特に必要と認める経費（次の経費を除く。） 食糧費等の個人消費的経費 助成事業者（連携体の構成員）の常用職員に係る人件費

注1 消費税及び地方消費税は助成の対象外。

注2 外注加工費、マーケティング調査費、調査分析外注費、委託費、コンサルタント費の総計は助成対象経費の5割以内とする。また、これら経費が同一の者に発注されたものである場合は対象外。